平成２４年（フ）第２３号
青森県弘前市大字大町１丁目13番地11　弘前市駅前住宅911号室、開始決定時の住所青森県つがる市木造増田43番地９
破産者　小山内育男
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第３０号
青森県弘前市大字清原４丁目７番地21
破産者　田中　　榮
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第３２号
秋田県鹿角市花輪字上花輪348番地
破産者　越前谷よえ子
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第３００号
長野市中御所４丁目11番Ａ―404号
破産者　原山保米治
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４４９号
大阪府寝屋川市中神田町18番28号
破産者　野村　哲生
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３４０号
川崎市宮前区小台１丁目７―11　カテリーヌ鷺沼106号、開始決定時の住所大阪府八尾市久宝園３丁目64番地
破産者　至田　昌彦
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５９２号
大阪府枚方市北中振１丁目35番14―204号
破産者　池田　雅博
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７１５号
東大阪市玉串町東３丁目６番52号
破産者　恒岡　秀樹
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２１５号
大阪市城東区中央１丁目２番３―723号
破産者　西村　朋子（旧姓小畑）
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４１号
堺市東区南野田335番地１コスモ北野田304号
破産者　津野　富一
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４０７号
大阪府柏原市平野２丁目９番３―108号　ハイツせせらぎ、前住所大阪府藤井寺市林１丁目15番33―203号
破産者　中島　裕二
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
宮城県塩竈市舟入２丁目７番５―104号　県営塩釜天満崎住宅５号棟、開始決定時の住所宮城県塩竈市港町２丁目３番３号
破産者　相沢　建樹
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５１１号
横浜市金沢区大道１丁目25番８号
破産者　小和田俊久
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０３５号
横浜市港北区岸根町642番地１　スカイパレス岸根102
破産者　桐山　　勉
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６６号
静岡市葵区上足洗２丁目７番10―102号、旧住所静岡市葵区千代田４丁目５番11号
破産者　柳川　　修
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９号
滋賀県彦根市高宮町1356―３　メゾンあおき１号館301号室、開始決定時の住所滋賀県長浜市弥高町218番地
破産者　西脇　　登
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第３３９号
神戸市西区玉津町上池296番地の１　市住６―306号、開始決定時の住所神戸市西区玉津町吉田484番地の20
破産者　川﨑　賢吾
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係